

一般社団法人佐賀県公認心理師協会 委員会規程

(総則)

第1条 一般社団法人佐賀県公認心理師協会(以下「当会」という。)は、その運営のため委員会を設置する。

(目的)

第2条 この規程は定款第38条の規定に基づき、委員会の設置、構成及び運営に関し、必要な事項を定める。

(任務)

第3条 委員会は、理事会の方針に従って当会の会務を遂行する。

(構成)

第4条 委員会は、委員長1名、及び委員で構成し、委員の任期は2年とする。ただし再任を妨げない。補欠または増員により選任された委員の任期は、前任者または現任者の残任期間とする。

2 委員は、任期満了後においても、後任者が就任するまでは、なおその職務を行う。

3 委員の人数は、委員長の他に原則として8名以内とする。

4 委員長は、理事あるいは会員の中から会長が選任及び解任をする。

5 委員会には、必要に応じ副委員長を置くこととし、委員長が委員の中から選任する。副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、または欠けたときは、その職務を代行する。

(活動)

第5条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が随時召集する。

2 委員会の活動は、当会の運営方針に沿ったものでなければならない。

3 委員長は理事会において、委員会の活動状況について随時報告し、必要に応じて助言を受ける。

4 委員会の活動に必要な経費は、事務局に請求し支弁を受けることができる。ただし、委員長及び委員の県内の交通費に関してはこの限りではない。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、理事会での決議により行う。

附則 本規程は、2019年4月1日から施行する。